

## 学校感染症による出席停止について

Q：子供がインフルエンザにかかったのですが、学校は何日休ませたらいいですか？

A：インフルエンザの場合、発症後5日間かつ解熱後2日(幼児3日)が経過するまでが基準となっています。

### ●学校感染症

学校感染症は、学校における保健管理の特異性を考慮し、特に留意する必要がある事項については学校保健安全法(旧学校保健法)ならびに同施行規則で必要な事項を定めるとして規定されています。学校感染症には第一種から第三種まであり、

第一種は感染症予防法第6条に規定する一類並びに二類感染症です。(表1)

表1 第一種

感染症予防法の一類及び二類(結核を除く)

病名	感染症法	届出
エボラ出血熱	一類	ただちに届出
クリミア・コンゴ出血熱	一類	ただちに届出
痘そう	一類	ただちに届出
南米出血熱	一類	ただちに届出
ペスト	一類	ただちに届出
マールブルグ病	一類	ただちに届出
ラッサ熱	一類	ただちに届出
重症急性呼吸器症候群(SARS)	二類	ただちに届出
急性灰白髄炎(ポリオ)	二類	ただちに届出
ジフテリア	二類	ただちに届出
鳥インフルエンザ(H5N1)	二類	ただちに届出

文献1)より

第二種は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校における流行を広げる可能性が高いものです。(表2)

表2 第二種

飛沫感染をする感染症で、児童生徒の罹患が多く、学校での流行の可能性の高いもの

病名	感染症法	届出
インフルエンザ	五類(インフルエンザ定点※)	週単位
百日咳	五類(小児定点※)	週単位
麻疹(はしか)	五類	7日以内 できるだけ早く
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	五類(小児定点※)	週単位
風しん	五類	7日以内 できるだけ早く
水痘(みずぼうそう)	五類	7日以内
咽頭結膜熱	五類	7日以内
結核	二類	ただちに届出
髄膜炎菌性髄膜炎	五類	7日以内

※インフルエンザ定点: 全国5000カ所の内科・小児科医院  
全国500カ所の内科・小児科病院(300床以上)

※小児定点: 全国3000カ所の小児科医

※眼科定点: 全国200カ所の眼科医療機関

※基幹定点: 全国500カ所、300床以上の医療機関(週単位、月単位あり) 文献1)より

第三種は学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のある感染症です。(表3)

表3 第三種

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のあるもの

病名	感染症法	届出
コレラ	三類	ただちに届出
細菌性赤痢	三類	ただちに届出
腸管出血性大腸菌感染症	三類	ただちに届出
腸チフス	三類	ただちに届出
パラチフス	三類	ただちに届出
流行性角結膜炎	五類(眼科定点※)	週単位
急性出血性結膜炎	五類(眼科定点※)	週単位
(その他の感染症)		
その他の感染症	溶連菌感染症 (A型溶連菌喉頭炎)	週単位
	ウイルス性肝炎	五類(A型四類、E型四類除く)
	手足口病	五類(小児定点※)
	伝染性紅斑	五類(小児定点※)
	ヘルパンギーナ	五類(小児定点※)
	マイコプラズマ感染症	五類(基幹定点※)
	流行性嘔吐下痢症	五類(小児定点※)
	感染性胃腸炎	五類(小児定点※)
アタマジラミ	—	必要なし
伝染性軟属腫(水いぼ)	—	必要なし
伝染性膿痂疹(とびひ)	—	必要なし

文献1)より

「その他の感染症」については、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要であれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置できる疾患で、次のような疾患が想定されています。

#### 1)条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症：

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)

#### 2)通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症：

アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)

「その他の感染症」で出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や地域・学校における発生、流行の状態等を考慮して判断する必要があります。これは隣接する学校・地域によって取り扱いが異なると混乱を起こす可能性があるため注意を要します。都道府県、市区町村単位などで教育委員会が事前に統一的な基準を定めておくことが必要です。

### ●出席停止と臨時休業について

出席停止と臨時休業は、学校感染症のまん延防止対策として行われるものです。

出席停止は、学校保健安全法第19条で「校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と定めています。臨時休業については、同法第20条で、「学校の設置者は、感染症予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」としています。その詳細については、文部科学省令に定められています(法第14条)

臨時休業は、一般的には、欠席率が通常時の欠席率より急激に増加したり、罹患者が急激に多くなったときにその状況と地域におけるその感染症の流行状況等を考慮し、決定されるものですが、それにはその規模により学級(学年)閉鎖と学校閉鎖が選択されます。

学校の設置者(校長)により意見を求められた場合、学校医はその学校感染症の特性、地域性を十分に考慮し、地域の保健所や医師会の情報等も参考にして回答する必要があります。

また、学校感染症の発生に対し、そのまん延防止のための臨時休業が有効かどうか判断するには、その感染症の潜伏期の性質を特に考慮しなければいけません。

臨時休業が有効な感染症は、潜伏期が1、2日と極めて短く、飛沫感染により伝播するインフルエンザや経口・接触・飛沫感染により伝播するノロウイルスなどの感染性胃腸炎の場合です。潜伏期間が長い感染症の場合は、流行が発覚した時に学級閉鎖をしてもすでに感染がまん延している可能性が高く、あまり意味がありません。

例えばインフルエンザですが、発病後5日間かつ解熱後2日間の出席停止期間、潜伏期の1、2日を考慮すると、4、5日間の臨時休業が大変有効な場合が多くみられます。学校側(保健主事、担任、養護教諭等)の児童生徒等の経過観察を十分に実施し、必要であれば延長します。

日本小児学会より「学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説(2019年7月改訂版)」がホームページに公開されていますのでご参照ください。

表4 出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型: 肝機能正常化後登校可能 B型・C型: 出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)		
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		

※第1種学校感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

文献1)より

### 【 参考文献 】

- 1) 日本学校保健会 HP :  
<https://www.gakkohoken.jp/special/archives/122>
- 2) 「学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説(2019年7月改訂版)」、日本小児学会  
[http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content\\_id=46](http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=46)